

令和5年産以降の飼料用米(一般品種)への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
 - ①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
 - ②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	・ 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様)	・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) - or ・ 単価7.5万円/10a	・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) - or ・ 単価7.0万円/10a	・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) - or ・ 単価6.5万円/10a

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10a（従来どおりの単価）